

令和 8 年度中城村歴史的資料デジタルアーカイブ構築業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月  
沖縄県中城村

## 1. 趣旨

本趣旨は、別紙「令和8年度中城村歴史的資料デジタルアーカイブ構築業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める業務を実施するにあたり、公募型プロポーザルによる契約候補者の選定に関する各種手続き及び要件等の内容について、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の目的

中城村では、沖縄戦中から1970年代にかけて沖縄に滞在した米軍人、軍属により撮影された沖縄に関する資料を多数保有している。これらは沖縄戦前後の沖縄各地の風景や人々の生活を知ることができる貴重な資料であり、戦後80年が過ぎた今、沖縄の歴史を次世代へ継承していくためには広く公開・発信することが大変重要である。

貴重な資料を広く公開するとともに、平和教育や研究等で活用するためデジタルアーカイブを構築する。

## 3. 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度中城村歴史的資料デジタルアーカイブ構築業務

### (2) 業務内容

主な業務内容は下記のとおり ※詳細は別添仕様書を参照のこと

- ・デジタルアーカイブ構築業務
- ・ホームページ制作業務
- ・保守業務

### (3) 履行機関

契約の日から令和9年3月5日まで

## 4. 提案上限額

9,988,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上限額は企画提案のために提示する額であり契約金額ではない。

※優先交渉者決定後、契約前に改めて見積書を徴収する。

## 5. 事業者選定について

### (1) 事業者選定方法

本件は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉者を決定する。

### (2) 選定委員会について

本事業に係る審査等については、「中城村歴史文化事業に係る事業者選定委員会設置要綱」に基づき実施する。

企画提案書等の審査、評価及び事業者選定は、要綱第1条に基づき設置する「中城村歴史文化事業に係る事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）及び事務局において行う。

### (3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による）

### (4) 契約の締結

委員会での審査により決定した優先交渉者と協議を行い、提出された企画提案書及び見積額が提案上限額の範囲内で妥当と認められる場合において、内容について合意のうえ随意契約の方法により契約を締結する。

契約締結後、優先交渉者は契約内容を遵守し、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

契約締結後、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合においては、中城村と協議のうえ業務の一部を委託できるものとする。

## 6. スケジュール

プロポーザルは下記の日程で実施する。

|   | 項目         | 日程                 |
|---|------------|--------------------|
| 1 | 公募開始       | 令和8年4月30日（木）       |
| 2 | 質問受付期限     | 令和8年5月12日（火）正午まで   |
| 3 | 質問回答       | 令和8年5月14日（木）       |
| 4 | 参加申込書 提出期限 | 令和8年5月18日（月）午後5時まで |
| 5 | 企画提案書 提出期限 | 令和8年5月25日（月）午後5時まで |
| 6 | プレゼンテーション  | 令和8年6月3日（水）予定      |
| 7 | 審査結果通知     | 令和8年6月10日（水）予定     |

## 7. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中城村暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされ

ていない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 沖縄県及び県内市町村において定められた指名停止措置に関する要綱等の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有している者であること。
- (8) 国（独立行政法人、公社、公団を含む）または地方公共団体から請け負った同一業務の業務実績がある者であること。なお、同一業務とはデジタルアーカイブ構築及び HP 作成業務とする。
- (9) ISO/IEC27017 又は ISO/IEC27001 の認証を取得していること。

## 8. 参加資格喪失要件

- (1) 期限内に企画提案書等が提出できなかったとき。
- (2) 提案等に故意と認められる虚偽記載等の不正行為があったとき。
- (3) 参加にあたり示された各要件に適合していないとき。
- (4) その他提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会委員長が失格と認めたとき。

## 9. 参加申込の方法等

### (1) 参加申込書の提出

プロポーザル参加希望者は、本実施要綱に基づき、次の提出書類を提出すること。なお、「7. 参加資格要件」を満たさない者、または「8. 参加資格喪失要件」に該当すると認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

#### 【提出書類】

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 業務実績書（様式第 2 号）
- ③ 業務実施体制書（様式第 3 号）
- ④ 参加資格チェックシート（様式第 4 号）

### (2) 参加申込書等の提出方法

提出書類一式を PDF 化し、電子メールにて下記に示す事務局メールアドレスに送付すること。その際、件名は「【参加申込】（事業者名）R8 中城村デジアカ構築業務」とすること。電子メール送信後、受信確認のため電話連絡を行うこと。

また、データ提出後 1 週間以内に①参加申込書の原本を中城村役場企画課まで直接持参又は郵送すること。

■データ・紙媒体の提出先

事務局 e-mail：[hanashiro-k@vill.nakagusuku.lg.jp](mailto:hanashiro-k@vill.nakagusuku.lg.jp)（担当：花城）

電話番号：098-895-2138（中城村役場企画課 直通）

住所：〒901-2493 おきなわけんなかがみぐんなかくすくそんあざとうま 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1

■提出期限

電子メール：令和8年5月18日（月）午後5時まで

参加申込書の原本：令和8年5月25日（月）

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

本実施要領及び仕様書等の内容に対する質問は、別紙「質問回答書」（様式第5号）に質問内容を記載のうえ、電子メールにて事務局メールアドレスに提出すること。なお、件名は「【質問】（事業者名）R8 中城村デジアカ構築業務」とすること。

(2) 質問受付期間

公告の日から令和8年5月12日（火）正午まで

(3) 回答方法

提出された質問事項について、回答を取りまとめたうえで令和8年5月14日（木）午後4時までに本村ホームページにて公開する。なお、質問者の名称等は公表しない。

受付期間後に提出された質問や指定された方法以外で提出された質問については受け付けない。

(4) 回答の取扱い

回答内容については、本実施要領及び仕様書等の配布資料の追加または修正として取り扱うものとする。

11. 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書の内容等

企画提案書は、①表紙・目次、②企画提案書、③見積書の順番で構成すること。なお、様式は全て任意とする。

## (2) 企画提案書の作成要領

### ① 共通事項

- ・必要に応じて、文章を補完するために必要な表、グラフ、イメージ図等を活用しわかりやすく簡潔な企画提案書とすること。なお、文字のフォントやサイズについては制限しない。
- ・資料の下段中央部にページ番号を記載すること。
- ・用紙サイズは基本的に A4 判または A3 判とし、片面印刷とすること。A3 判を使用する際は、横折込みとすること。
- ・専門用語や略語については、定義や説明等を別に記述すること。

### ② 書類作成事項

| 書類    | 作成上の留意事項   |
|-------|--|
| 表紙・目次 | <ul style="list-style-type: none"><li>・表紙及び目次は A4 判 1 枚で作成すること。また、企画提案書のページ数に含めないものとする。</li></ul>  |
| 企画提案書 | <ul style="list-style-type: none"><li>・A4 判または A3 判を用い 12 ページ以内で作成すること。A3 判は 1 枚につき 2 ページとカウントする。</li><li>・難解な表現は使用せず、専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現に努めること。</li><li>・下記の順番の構成とすること。<ol style="list-style-type: none"><li>① 業務工程表</li><li>② デジタルアーカイブ構築業務における提案</li><li>③ ホームページ制作業務における提案</li><li>④ セキュリティ対策における提案</li><li>⑤ 保守管理における提案</li><li>⑥ 追加提案（該当あれば）</li></ol></li><li>・仕様書の事項にない追加提案を行う場合は、別途 A4 判 3 枚以内で作成すること。</li><li>・実施スケジュールは効率的かつ具体的に提示すること</li></ul> |
| 見積書   | <ul style="list-style-type: none"><li>・任意様式とし、A4 判で作成すること。</li><li>・提案上限内で見積もりを行うこと。</li><li>・積算基準を明確にすること。</li><li>・消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積価格の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。</li></ul>   |

|  |                |
|--|----------------|
|  | ・宛名は中城村長とすること。 |
|--|----------------|

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 8 部 (合計 9 部)

正本には商号、代表者氏名の記入及び社印を押印すること。副本は商号、代表者氏名の記入及び社印の押印は不要とし、作成した事業者が分からない形とすること。

(4) 提出方法

正本 1 部及び副本 1 部を PDF 化し、電子メールにて事務局メールアドレスに提出すること。

件名は「【企画提案】(事業者名) 中城村歴史的資料デジタルアーカイブ構築業務委託」とすること。

電子メールを送信後、受信確認のための電話を入れること。また、電子メール送信後に原本(正本 1 部・副本 8 部)を直接持参又は郵送にて提出すること。

(5) 提出期限

・電子メール : 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 午後 5 時

・正本等の原本 : 令和 8 年 5 月 29 日 (金) 必着

## 12. 審査方法

(1) 事業者の選定方法

- ① 本実施要領に示された参加資格要件を満たし、企画提案書等を提出した者(以下、「企画提案者」という。)に対し、委員会によるプレゼンテーション審査を行い、受注候補者を決定する。
- ② 評価にあたっては、仕様書にて要求した事項等に対し、工程管理や提案内容の有益性・妥当性等の提案がなされているかを検証し評価を行う。
- ③ 企画提案者が 1 者のみの場合においても、適切に審査する。
- ④ 配点は 150 点とする。
- ⑤ 委員会による審査の結果、最高得点が 2 者以上あった場合は、見積額が低い者を受注候補者とし、見積額が同額の場合は、委員会委員による投票により決定する。

(2) プレゼンテーション審査

資格参加確認により参加を認められた者は、下記の通りプレゼンテーション審査を行う。

① 審査基準及び採点基準

別添「審査基準」のとおり

② 審査の順番について

審査の順番については、事務局にてくじ引きを行い決定する。

③ 実施日（プレゼンテーション審査）

日時：令和8年6月3日（水） 予定

場所：中城村役場3階 大会議室 予定

※開始時間等については、後日事務局より電子メールにて別途通知する。

所要時間は1者につき35分を予定（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）

④ 内容説明

提出された企画提案書等をもとに行うこととし、資料の追加や企画提案書に記載のない新たな提案は認めない。なお、説明者は本業務に直接携わる者とし、入室は3名以内とする。

また、受託した際に担当を予定している技術者は必ず出席すること。※どうしても出席が難しい場合のみオンライン対応を可能とする。オンライン対応に必要な機材等は企画提案者で用意すること。

⑤ その他

プレゼンテーション審査の実施にあたり使用する機材等は原則として企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクター（HDMI端子）、マイク、電源延長コードは事務局で用意する。

感染症等の拡大防止の観点から、発熱等の体調不良者について、プレゼンテーション会場への入室は認めない。

### 13. 審査結果

審査後、受注候補者となった者には書面にて通知する。プレゼンテーション審査は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受理しない。

以下の場合、次点者と交渉を行う。次点者には、事務局担当者より別途案内する。

- ・受注候補者が参加資格を有しなくなったとき
- ・受注候補者との協議が不調となったとき

#### 14. 参加の辞退

参加申し込み後にやむを得ず参加を辞退する場合、または企画提案書等を提出しなかった場合は、プレゼンテーション審査前日の午後3時までに別紙「参加辞退届」（様式第6号）をPDF化し事務局メールアドレスに提出すること。件名は【参加辞退】（事業者名）R8 中城村デジアカ構築業務」とすること。電子メール送信後、受信確認のため事務局へ電話すること。

また、電子メール送信後、直接持参又は郵送にて事務局へ原本を提出すること。

なお、参加辞退届提出後の再応募は認めない。

#### 15. 留意事項

- ① プロポーザルの参加及び企画提案に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。
- ② 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ③ 提出された書類は、受注候補者選定以外には使用しない。また、返却しない。
- ④ 提出された書類は選定作業のため、必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された書類を受理した後は、原則として書類への加筆及び修正は認めない。ただし、軽微な変更（誤字・脱字等）については事務局協議のうえ判断する。
- ⑥ 企画提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないよう留意すること。
- ⑦ 業務に必要となる機器、媒体、事務用品等の調達、場所の保管及び通信費等については受注者負担とする。
- ⑧ 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。

<問い合わせ先>

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

中城村役場 企画課 担当：花城

TEL : 098-895-2138 (直通)

FAX : 098-895-3048

E-mail : hanashiro-k@vill.nakagusuku.lg.jp